

記載要領

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

2025 年 月 日

静岡県知事 殿

(郵便番号) 〒
住 所
氏 名
電話番号
登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC							
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計		
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	
CFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	0 台	0 台	
①充填した量	kg	kg	kg	kg	0.0 kg	0.0 kg	
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計		
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	0 台	0 台	
②回収した量	kg	kg	kg	kg	0.0 kg	0.0 kg	
③年度当初に保管していた量					kg	kg	
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg	
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg	
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg	
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量					kg	kg	
⑧年度末に保管していた量					kg	kg	
HCFC							
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計		
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	
HCFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	0 台	0 台	
⑨充填した量	kg	kg	kg	kg	0.0 kg	0.0 kg	
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計		
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	0 台	0 台	
⑩回収した量	kg	kg	kg	kg	0.0 kg	0.0 kg	
⑪年度当初に保管していた量					kg	kg	
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg	
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg	
⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg	
⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量					kg	kg	
⑯年度末に保管していた量					kg	kg	

報告書を作成し、提出する日

登録された申請者名を記入する。
法人：登記上の所在地、法人名、代表者氏名
個人：住民票上の住所、氏名

登録番号：1 から始まる 6 ケタの番号（封筒に記載有）

重要 小数点第1位までの記載をお願いします！

【充填】○設置 → 新規に機器を設置した時に充填した量
○設置以外 → 機器整備にあたり、新しい冷媒を充填した量

機器整備時、冷媒を抜き取り再充填した場合、再充填した量は、充填量・回収量には加えない。全量再充填した場合は、充填量・回収量とも「0」。

例1：整備のため 3kg 回収、3kg 再充填、新しい冷媒を 2kg 充填した場合
…充填量（設置以外）2.0kg、回収量 0kg

【回収】○整備→機器整備にあたり回収した量のうち、その後破壊等を行った量
（機器に再充填しなかった量）

○廃棄等 → 機器廃棄等にあたり、回収した量
例2：整備のため 3kg 回収（その後破壊）、新しい冷媒を 5kg 充填した場合
…充填量（設置以外）5.0kg、回収量（整備）3.0kg

【注意】上記に関わらず、台数は充填・回収を実施した台数分記載すること。

年度当初保管量（◇年 4 月 1 日）は、昨年度報告した年度末保管量（◇年 3 月 31 日）と原則として一致させる。
※回収した量の保管量であり、充填するために保管している新しい冷媒は保管量には加えない。

主務省令の基準に適合し、同一機器に再充填する場合に限り、自ら再生することが可能。その場合は、「①充填した量」と、「⑥自ら再生し、充填した量」の両方に記入すること。
※適合しない場合、再生業の無許可営業として違法となるため注意すること。
※他者に引き渡す場合は、再生業の許可を有する者に引渡すこと。

「第 49 条第 1 号に規定する者」は静岡県の場合「静岡県フロン回収事業協会」
他の自治体で処理している場合、他の自治体の HP で確認してください。

記入上の注意（全体）

- 充填量・回収量等の数値は **0.1kg** 単位まで記入する。
- 実績が無い項目は、必ず「0」と記入する。（記入漏れと区別がつきません）
- 「整備」、「廃棄等」それぞれが②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧ となるよう記入する。
- 「エアコンディショナー」と「冷蔵機器及び冷凍機器」に区分して記入する。
- フロン類を充填するために新規調達した量は、記入不要。

C F C と同様に記入。
⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯ とする。

HFC						
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数		台		台	0	台
⑪充填した量		kg		kg	0.0	kg
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数		台		台	0	台
⑬回収した量		kg		kg	0.0	kg
⑲年度当初に保管していた量						kg
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量						kg
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量						kg
㉒法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量						kg
㉓第49条第1号に規定する者に引き渡した量						kg
㉔年度末に保管していた量						kg

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
		台		台	0	台

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 原則として、②＋③＝④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧、⑩＋⑪＝⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯、⑱＋⑲＝⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉔となるようにすること。
- 3 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

【担当者】

記載内容についてお問い合わせさせていただくことがありますので、ご記入ください。

所属			
氏名		電話番号	

C F C と同様に記入。
⑱＋⑲＝⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉔ とする。

- ・確認証明書を行った台数を記載願います。
- ・原則は、確認証明書を発行せず、引取証明書を交付してください。
- ・回収の結果、フロンが0だった場合は、基本的にはこちらにはカウントせず、回収した第一種特定製品の台数で計上願います。
- ・確認証明書を発行するケースは、不法投棄や災害等の特殊なケースを除き少ないです。
- ・こちらの記載がある場合は、県から連絡をさせていただき内容を確認することがあります。

連絡が取れる番号を記入してください。